

2026年8月

お客さま 各位

東奥信用金庫

各種規定の改定について

平素は東奥信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「手形・小切手の最終振出期限の設定」「他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」に伴い、下記の規定を改定させていただきます。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
約束手形用法・為替手形用法・小切手用法
- (2) 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定
- (3) 通知預金規定
- (4) 各種定期預金規定
- (5) 定期積金規定
- (6) 代金取立規定

2. 主な改定内容

- (1) 他行を支払人および支払場所とする手形・小切手の受入禁止を規定
- (2) 振出期限を超えて振り出された手形・小切手は当座勘定から支払わない旨を規定
- (3) 振出期限経過後は、振出日の記載がない手形・小切手について、当金庫の判断により支払わない場合があることを規定
- (4) 手形・小切手用紙の請求に関する規定を削除

3. 改定日

2026年10月1日（木）

以 上

新旧対照表

当座勘定規定（一般用）

改定後	改定前
第2条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第2条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。
第8条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第8条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第9条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 (3) 前二項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 －（削除）－ <u>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人か</u>	第9条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前二項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人か</u>

ら請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	ら請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第 1 3 条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第 1 3 条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第 1 4 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。	第 1 4 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>
第 1 8 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u>	第 1 8 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
第 1 9 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものを呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	第 1 9 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

約束手形用法

改定後	改定前
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
－（削除）－	<u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

為替手形用法

改定後	改定前
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
－（削除）－	<u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

小切手用法

改定後	改定前
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
－（削除）－	<u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

普通預金・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定

改定後	改定前
1. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受けいれます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受けいれます。

通知預金規定

改定後	改定前
4. 証券類の受け入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	4. 証券類の受け入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

各種定期預金規定

改定後	改定前
1. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

定期積金規定

改定後	改定前
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

代金取立規定

改定後	改定前
2. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券類のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」といいます。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	2. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券類のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」といいます。）は、代金取立として取扱います。